

栃薬会第431号
令和4年2月10日

保険薬局管理薬剤師 各位

栃木県薬剤師会 副会長
薬局実務実習委員会 委員長 田中 友和

2023（令和5）年度実務実習受入薬局の調査について

平素は本会会務にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

関東地区調整機構より、2023（令和5）年2月より開始される実務実習の受入希望に関する調査依頼がありました。

つきましては、薬学生の実務実習受入を希望される場合は、別紙「実習施設の概要（薬局）」にご記入のうえ、令和4年2月28日（月）までに所属のエリア担当者（別添名簿参照）へご提出ください。

なお、実務実習受入薬局は関東地区調整機構へ登録及び当会ホームページへの掲載を予定しておりますので、ご了承のほどお願いいたします。

実務実習受入薬局の登録に関する留意事項

※認定実務実習指導薬剤師が在籍している、または実習が開始される前に認定実務実習指導薬剤師の資格取得が確実となっている薬剤師が在籍している薬局に限ります。

※複数の所属団体からの登録はできません。（薬剤師会と保険薬局協会の両方から等）

※薬学生の希望人数により、登録をされても実習生が来ない場合があります。

※平成31年の実習より薬学生がエリアまたは受入先薬局を選択できる制度となっています。

2023（令和5）年度の実習期間

第Ⅰ期：2023年2月20日（月）～ 5月7日（日）薬局実習

第Ⅱ期：2023年5月22日（月）～ 8月6日（日）薬局・病院実習

第Ⅲ期：2023年8月21日（月）～ 11月5日（日）薬局・病院実習

第Ⅳ期：病院実習

栃木県薬剤師会
薬局実務実習委員会事務局
TEL：028-658-9877
FAX：028-658-9847

薬局実務実習エリア担当者

令和4年2月

エリア名	市町名	担当者勤務先	担当者名	〒	所在地	TEL	FAX
黒磯	那須塩原市(旧黒磯市)・那須町	さくら薬局黒磯店	原 英司	325-0027	那須塩原市共豊社共豊場83-3	0287-60-0701	0287-60-0702
大田原	大田原市・那須塩原市(旧西那須野町・旧塩原町)	株式会社 まつや薬局	松本 寿広	324-0052	大田原市城山1-5-31	0287-22-2502	0287-22-2501
南那須	那須烏山市・那珂川町	ピノキオ薬局烏山店	落合 惇	321-0621	那須烏山市中央3-2-15	0287-80-0678	0287-80-0677
塩谷1	矢板市・塩谷町	だるま薬局氏家北店	佐藤健太郎	329-1311	さくら市氏家3390-6	028-681-8181	028-681-8188
塩谷2	さくら市	だるま薬局氏家北店	佐藤健太郎	329-1311	さくら市氏家3390-6	028-681-8181	028-681-8188
塩谷3	高根沢町	だるま薬局氏家北店	佐藤健太郎	329-1311	さくら市氏家3390-6	028-681-8181	028-681-8188
鹿沼	鹿沼市・旧西方町	(有)つくも薬局	下妻 和彦	322-0043	鹿沼市万町937-3	0289-60-1655	0289-63-1159
日光	日光市 (旧今市市、旧藤原町、日光市)	とちぎ薬局今市店	沼尾 孝子	321-1261	日光市今市379-18	0288-30-1181	0288-21-1041
宇都宮1西	宇都宮市(上戸祭・上戸祭町・中戸祭町・中戸祭町・下戸祭・戸祭町・宝木町・宝木町・東宝木町・若草・野沢町・細谷・細谷町・陽西町・駒生・駒生町・鶴田町・下荒針町・大谷町・飯田町・砥上町)	㈱ピノキオ薬局	田中 友和	321-0953	宇都宮市東宿郷4-1-17	028-612-8000	028-612-8033
宇都宮2中央	宇都宮市(松原・星が丘・清住・北一の沢町・一の沢・一の沢町・西一の沢町・中一の沢町・南一の沢町・榎・西・長岡町・西大寛・大寛・一条・江野町・泉町・曲師町・中央・河原町・中河原町・川向町・旭・一番町・二番町・大通り・岩本町・南大通り・駅前通り・馬場通り・竹林町・今泉・今泉町・岩曾町・大曾・上大曾町・塙田・山本・山本町・富士見が丘・豊郷台・関塚町)	㈱ハーマニー	高野澤 昇	320-0027	宇都宮市西3-1-11	028-651-3217	028-651-3218
宇都宮3東	宇都宮市(元今泉・中今泉・今泉新町・東宿郷・宿郷・築瀬・築瀬町・東築瀬・越戸・泉が丘・東町・瑞穂野町・御幸本町・御幸ヶ原町・御幸町・平出町・柳田町・石井町・峰台・東峰町・峰・陽東・平松本町・平松町・下栗町・清原台・相野沢町・下岡本町・中岡本町・上野町・海道町・川俣町・下川俣町)	㈱ハーマニー	高野澤 昇	320-0027	宇都宮市西3-1-11	028-651-3217	028-651-3218
宇都宮4南	宇都宮市(大塚町・陽南・宮本町・江普島・江普島本町・江普島町・春日町・双葉・大和・緑・東原町・西川田・川田町・西川田町・若松原・北若松原・屋板町・針ヶ谷・雀の宮・雀宮町・末広・南高砂町・兵庫塚・兵庫塚町)	中央薬局はりがや店	栗原 伸悦	321-0147	宇都宮市針ヶ谷517-8	028-688-3866	028-688-3867
芳賀1	真岡市	ファミリー薬局	小林 郁夫	321-3304	芳賀町祖母井1708-28	028-677-5008	028-677-5553
芳賀3	旧二宮町	ファミリー薬局	小林 郁夫	321-3304	芳賀町祖母井1708-28	028-677-5008	028-677-5553
芳賀4	市員町・芳賀町・益子町・茂木町	ファミリー薬局	小林 郁夫	321-3304	芳賀町祖母井1708-28	028-677-5008	028-677-5553

薬局実務実習エリア担当者

令和4年2月

エリア名	市町名	担当者勤務先	担当者名	〒	所在地	TEL	FAX
小山1	小山市・野木町	フレンド調剤自治医大東店 アップル薬局	本田 泰斗 下野江之介	329-0431 329-0434	下野市薬師寺3171-26 下野市祇園2-3-3	0285-40-1147 0285-44-5711	0285-37-8339 <small>(小山薬剤師会事務局)</small>
小山2	下野市南部(旧国分寺町・旧南河内町)						
小山3	下野市(旧石橋町)・上三川町						
栃木1	栃木市	コスモ薬局	糸井 雅延	328-0123	栃木市川原田町199-7	0282-25-2277	0282-23-4328
栃木2	壬生町・旧都賀町	コスモ薬局	糸井 雅延	328-0123	栃木市川原田町199-7	0282-25-2277	0282-23-4328
栃木3	旧大平町	みずしる調剤薬局	橋本 徳之	329-4423	栃木市大平町西水代1834-1	0282-43-0102	0282-25-6333
栃木4	旧藤岡町・旧岩舟町	みずしる調剤薬局	橋本 徳之	329-4423	栃木市大平町西水代1834-1	0282-43-0102	0282-25-6333
佐野1北	佐野市(赤見町・石塚町・旧葛生町・旧田沼町)	コア薬局	大木 功	327-0004	佐野市赤坂町167	0283-21-5448	0283-21-5440
佐野2南	佐野市(上記以外)	コア薬局	大木 功	327-0004	佐野市赤坂町167	0283-21-5448	0283-21-5440
足利1	足利市(伊勢町・大町・常見町・元学町・川崎町・多田木町・弥生町・久松町・迫間町・花園町・維木町・寺岡町・有楽町・毛野新町・駒場町・西場町・寿町・猿田町・山川町・錦町・若草町・大沼田町・助戸・千歳・八瀬町・樺崎町・相生町・伊勢南町・大橋町・大久保町・岩井町・宮北町・芳町・大月町・福岡町・利保町・江川町・柳原町・家富町・本城・通・旭町・巴町・西砂原後・真砂原後・雪輪町・赤松台・板倉・大橋町・井草町・永楽町・田島町・名草・栄町・昌平町・新山町・末広町・田所町・大正町・月谷町・丸山町・富士見町・真砂町)	シロタ薬局	西出 穰	326-0033	足利市花園町25	0284-44-6116	0284-44-6106
足利2	足利市(堀込町・上洪垂町・下洪垂町・南大町・八幡町・里矢場町・島田町・荒金町・新宿町・奥戸町・梁田町・羽刈町・駒倉町・眞町・福屋町・福富町・田中町・西新井町・中川町・南町・久保田町・百頭町・高松町・田中町・藤本町・問屋町・借宿町・南大町・野田・瑞穂野)	アポロ薬局	遠田 健二	326-0836	足利市南大町453	0284-73-8713	0284-73-8714
足利3	足利市(大前町・栗鹿町・鹿島町・小俣町・今福町・栗野町・五十部町・中川町・松田町・緑町・山下町)	スター薬局	茂木 正浩	326-0141	足利市小俣町1792-15	0284-62-9711	0284-62-9712

栃木県薬剤師会

6年制薬局実習の受入薬局に対する基本的な考え方

1. 薬局実習について

一薬局完結型を基本とする。

2. 受入薬局について

受入薬局は、以下の体制を備えた薬局であること。

- ①関係法令を遵守し、適切に業務を実施していること
- ②受入薬局は、「薬学実務実習に関するガイドライン(以下、「実習ガイドライン」という。)」に基づく実習環境が整備されていること(参考1を参照)
- ③複数の薬剤師が勤務する場合、当該薬局の認定実務実習指導薬剤師(以下、認定指導薬剤師)を中心として、勤務する全ての薬剤師(以下、「指導薬剤師」という。)が協力して実習を行う体制を確保していること
- ④開設者が実習全体の責任を持ち、認定指導薬剤師と連携を取り、適切な実習を行う体制を確保していること

受入薬局の要件については以下に示す通りとする。

(受入薬局の要件)

ア.実習ガイドラインが求める地域保健、医療、福祉等に関する業務を積極的に行っていること。

なお「健康サポート薬局」の基準と同等の体制を有していることが望ましい。

イ.「代表的な疾患※1」に関する症例を実習できる体制を整備していること

ウ.認定指導薬剤師が常勤していること

エ.薬剤師賠償責任保険に加入していること

※1 がん、高血圧症、糖尿病、心疾患、脳血管障害、精神神経疾患、免疫・アレルギー疾患、感染症(「薬学教育モデル・コアカリキュラム 平成25年度改訂版」F 薬学臨床 より)

3. 受入れる学生について

受入れる学生については、以下のことが事前に確認されていること。

- ①参加型実務実習を行うために必要な知識・技能・態度が修得されていること
 - ・実務実習事前学習をはじめとする学内教育が十分に行われていること
 - ・それらの教育プログラムが薬学教育評価機構の第三者評価、又は自己点検・評価により確認されていること
 - ・薬学共用試験に合格していること
- ②健康診断等を受診していること
 - ・健康診断を受診していること
 - ・必要な疫学的検査を実施していること
 - ・必要な予防接種を受けていること
- ③傷害保険と損害賠償保険に加入していること
- ④実習継続のために必要な実習生の情報が、所属大学より実習施設の認定指導薬剤師に提示されていること

4. 受入学生数について

実習期ごとの受入学生数は、1薬局2名までとする。

5. 学習成果基盤型教育（OBE）に基づく繰り返し実習を行うための連携体制の整備について

実習生が幅広い薬剤師業務について繰り返し体験し、コミュニケーション能力や問題解決能力を培う実習体制を確保するために、認定指導薬剤師が必要性を認めた場合、同一地域の薬剤師会の範囲及び規定において連携体制を構築する。

なお、連携する場合は以下①～③を満たすこと。

①当該地域の薬剤師会の主導で構築された連携体制の範囲での連携とすること

②連携する薬局（以下、「連携薬局」という。）での指導は、連携薬局の指導薬剤師が行い、当該指導薬剤師は受入薬局の認定指導薬剤師に対し、実習の進捗状況を報告すること

※連携薬局は、2の「受入薬局の要件」を満たすことが望ましい。

③連携薬局における実習は、受入薬局の認定指導薬剤師の責任で行うこと

また、連携薬局に協力依頼できる実習内容（方略を含む。）は以下に関するものとする。

- ・在宅医療に関する参加型実習
- ・薬局製剤に関するもの
- ・無菌調剤に関するもの
- ・学校薬剤師業務に関するもの

6. 地域が主体となって受入体制を整備する実習について

地域活動を体験する実習については、当該地域が主体となって実習体制を整備する。当該地域が主体となって行う実習内容（方略を含む。）は、概ね以下に示す項目とする。

- ・救急医療（休日・夜間における医薬品供給等）に対応した活動に関するもの
- ・災害時における医療救護活動に関するもの
- ・薬と健康の週間等地域の保健・医療に関する事業や活動に関するもの
- ・麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物乱用防止活動に関するもの

7. 学生の評価について

到達度の総括的評価は、受入薬局の認定指導薬剤師が大学教員と共に行う。

なお、5、6に記載した実習の場合においては、直接指導に当たった指導薬剤師が形成的評価を行う。

8. 本考え方の見直しについて

本考え方については、必要に応じて見直すこととする。

（参考1）「薬学実務実習に関するガイドライン」より抜粋

4. 実習施設への指針

2) 実習環境・業務内容の整備

（薬局の実習環境・業務内容の整備）

実習施設としての要件を維持するとともに、参加・体験型を基本とするより充実した質の高い実習を行うための環境の整備、学生の目標となる資質を有した薬剤師の育成及び質の高い薬剤師業務を実践する体制の整備、地域内の薬局・医療機関・他職種等との地域での連携体制を有する環境の整備を行う。

実習施設として、＜地域住民の健康の回復、維持、向上を支援する＞＜患者の薬物治療支援に継続的に関わり、患者の薬物治療に責任をもつ＞＜地域の医療連携体制において患者の健康・薬物治療について他施設、医療機関、他職種と協働して関わる＞等、地域保健、医療、福祉等に積極的に関与する薬剤師業務を行っている必要がある。

平成 29 年 1 月 23 日

◆ 実務実習受入薬局の登録後 ◆

こんな時は？

指導薬剤師を変更したい

実務実習受入が
できなくなった

実務実習の
トラブルなど

エリア担当者へご連絡ください。

別添「薬局実務実習エリア担当者」名簿参照

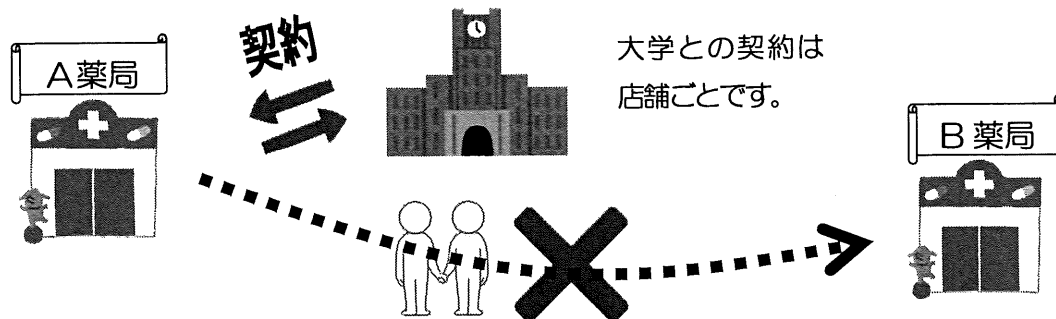


指導薬剤師の変更・受入不可の場合は、
「実務実習受入薬局・指導薬剤師変更届出書」
の提出が必要ですので、エリア担当者へご連
絡ください。

◆ 実務実習受入決定後（薬学生が実習に来る場合） ◆

ご注意！

転勤等により指導薬剤師の勤務先が変更となっても、学生の実習先を
異動先に変更することはできません。



◆ 実務実習終了後 ◆

県薬より実習最終日の1週間前を目安に
『実務実習実施時の報告書』をメールで送付いたします。
今後の実務実習の円滑な実施と質の担保のために必ず
ご提出くださいますようお願いいたします。

